

京都市動物園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月27日

京都市長 門川 大作

京都市規則第91号

京都市動物園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市動物園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「一部を切り取って回収する」を「改札を行う」に改める。

「
別表構内地の項中

定置式乗物	140
-------	-----

」

「

定置式乗物	140
回転スクーター	200

に改める。

第1号様式から第5号様式までを次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

入	園	券
		円
京	都	市
動	物	園

備考 図案色刷りとする。

第2号様式（第2条関係）

団 体 入 園 券			
団体名		No.	
		年 月 日発行	
区 分	人 員	単 価	金 額
	人	円	円
京 都 市 動 物 園			

第3号様式（第2条関係）

写真	京都市動物園年間入園券		No.	
	氏名			
円	有効期限	年	月	日

備考 図案色刷りとする。

第4号様式（第5条関係）

No.	優 待 券			様
有効期限	年 月 日			
京 都 市 動 物 園				

備考 図案色刷りとする。

第5号様式（第5条関係）

	招	待	券			
有効期限				年	月	日
	京	都	市	動	物	園

備考 図案色刷りとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の京都市動物園条例施行規則別表（回転スクーターに係る部分に限る。）の規定は、平成20年7月1日から適用する。

（文化市民局動物園）